

第4回 出雲市・斐川町合併協議会

会 議 録

日 時：平成22年7月13日（火）15時から

場 所：斐川町中央公民館 講義室

1 会議の名称等

会議名	第4回出雲市・斐川町合併協議会					
開催日時	平成22年7月13日(火) 15時00分～17時50分					
開催場所	斐川町中央公民館 講義室					
出席状況	委員総数	16名	出席委員数	16名	会議の成否	成
会議録署名委員	黒田 充委員(斐川町)			江田 小鷹委員(出雲市)		

2 会議の出席者

(1) 委員等

所属	出雲市	斐川町
市長・町長	◎ 長岡 秀人	○ 勝部 勝明
議長	山代 裕始	中林 信夫
議員	寺田 昌弘	黒田 充
	福代 秀洋	多々納 弘
学識経験者	萬代 宣雄	周藤 昌夫
	江田 小鷹	岡 正明
	武田 睦弘	須田 日出男
	松浦 剛司	昌子 好見
	渡部 美知子	下手 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所属	氏名	職名
出雲市	勝部 一郎	監査委員

(2) 幹事会等

所属	氏名	職名
出雲市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐川町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

所 属	氏 名	職 名
斐 川 町	青 木 充 之	教 育 長

(3) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事 務 局 長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

(4) ワーキンググループ、プロジェクト関係

所 属 等	氏 名
農林水産ワーキンググループリーダー (斐川町農林振興課長)	玉木 幸康
農林水産ワーキンググループサブリーダー (出雲市農業振興課長)	川瀬 新
福祉ワーキンググループリーダー (斐川町健康福祉課参事)	錦織 稔
福祉ワーキンググループサブリーダー (出雲市福祉推進課長)	馬庭 隆
福祉ワーキンググループ (出雲市健康福祉部次長兼高齢者福祉課長)	佐藤 茂
福祉ワーキンググループ (出雲市高齢者福祉課主査)	石橋 正伸
福祉ワーキンググループ (斐川町健康福祉課長補佐)	高橋 豊紀
企画広報ワーキンググループサブリーダー (出雲市政策企画課主査)	小畑 英雄
健康・医療ワーキンググループリーダー (出雲市健康増進課長)	平井 孝弥

健康・医療ワーキンググループサブリーダー (斐川町健康福祉課長補佐)	倉橋 真知子
健康・医療ワーキンググループ (出雲市保険年金課長)	松田 孝志
健康・医療ワーキンググループ (出雲市保険年金課長補佐)	岡 眞悟
企画・財政プロジェクト企画リーダー (斐川町企画財政課長補佐)	建部 敏紀
企画・財政プロジェクト財政リーダー (出雲市財政部次長)	板倉 勝巳
税務ワーキンググループ (出雲市資産税課長)	玉木 良夫

3 議題

開 会

- 1 会長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 議事

(1) 議案事項

議案第26号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
議案第27号	特別職の身分の取扱いについて
議案第28号	介護保険事業の取扱いについて
議案第29号	消防団の取扱いについて
議案第30号	各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて
議案第31号	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
議案第32号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて
議案第33号	各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて
議案第34号	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて
議案第35号	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて
議案第36号	各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて
議案第37号	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて
議案第38号	各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて
議案第39号	各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて
議案第40号	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて

(2) 協議事項

協議第33号	国民健康保険事業の取扱いについて
協議第34号	各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて
協議第35号	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて
協議第36号	各種事務事業（観光商工関係その1）の取扱いについて
協議第37号	各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて
協議第38号	各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて
協議第39号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

4 その他

- ・新市基本計画の素案について
- ・指定管理施設の状況について

- ・市町村合併特例事業に係る合併特例債発行額について
- ・地域協議会活動費による活動状況一覧について
- ・市町村合併による固定資産税評価への影響について

閉 会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

開 会

[奈良井参与] (司会・進行)

開会に先立ちまして、会場みなさまに事務局よりお願いがございます。

会場内での携帯電話の使用はご遠慮ください。また、会議中におきまして、委員や事務局関係者以外の方の発言、もしくは私語、拍手などもお控えください。

会議の円滑な進行にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから第4回出雲市・斐川町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、事務局の奈良井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、会議資料の確認をいただきたいと思いますが、本日の会議は、事前にお配りした「第4回出雲市・斐川町合併協議会 会議資料」及び本日お配りしております「別添資料の1から5」により進めさせていただきます。

本日の会議は、委員16名全員のご出席でございますので、出雲市・斐川町合併協議会規約第10条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを報告いたします。

ここで、長岡会長から挨拶を受けたいと思います。

1 会長あいさつ

[長岡会長]

皆さん、こんにちは。

4回目の協議会、全員みなさんにご出席いただきまして誠にありがとうございます。

うっとり梅雨空が続いておりますが、来週後半には、梅雨明けというようなこともございます。協議の方もカラッと晴れるような協議になったらと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、議案が15件、協議案件が7件、その他前回いろいろご指摘をいただきました資料をその他のところでご説明申し上げます。

また、新市基本計画の素案についても、ご提示申しあげる予定でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[奈良井参与]

ありがとうございました。

2 会議録署名委員の指名について

[奈良井参与]

ここからの進行は、長岡会長よろしくお願ひいたします。

[長岡議長]

それでは、最初に会議録の署名委員を指名させていただきます。第1回協議会で承認いただきました、会議録署名委員の指名についての取り決めによりまして、本日は、斐川町議会議員の黒田充委員さんと出雲市の学識経験者江田小鷹委員さん、両名にお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

3 議事

(1) 議案事項

議案第26号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
議案第27号	特別職の身分の取扱いについて
議案第28号	介護保険事業の取扱いについて
議案第29号	消防団の取扱いについて
議案第30号	各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて
議案第31号	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
議案第32号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて
議案第33号	各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて
議案第34号	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて
議案第35号	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて
議案第36号	各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて
議案第37号	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて
議案第38号	各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて
議案第39号	各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて
議案第40号	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて

[長岡議長]

それでは、早速、議事に入ります。

最初に議案事項でございます。

議案事項は、本日ご決定をいただきたいということで提案するものでございますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

最初に、議案第26号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明を願ひます。

[川内事務局次長]

～議案第26号について説明～

[長岡議長]

それでは、議案第26号について、何かご意見、ご質問ございましたらお願ひいたします。

昌子委員さん。

[昌子委員]

この件につきまして、質問させていただきたいと思いますが、2番目の農業委員会委員の報酬については、さほど問題は無いと思いますが、1番目の中で、前回の協議案件の中で「当分の間、現行のまま」という文言が載っておりましたが、その件について農家の方々の関心が非常に高く、「当分の間」という字句についての定義と申しますか、解釈に大変な反響があります。

今後の農業施策に影響があってはなりませんので、ここで提案をされている「当分の間」という文言を削除し、「現行のまま農業委員会を設置する」に修正を願いたいと思います。

[長岡議長]

先程「当分の間」という文言を削除という、昌子委員さんからのご提案がありました。この件について何かご意見ございませんか。

黒田委員。

[黒田委員]

斐川町の農業行政は、ご承知の通り、農林事務局体制でやっておりまして、非常に成果をあげています。その構成メンバーのひとつである農業委員会が、農林事務局が残っても途中で統合されるということになりますと、斐川町農業の根幹が揺らぐことになりますので、私も「当分の間」という文言を削除していただきたいのと、それから「ただし」の後の文章についても削除をお願いしたいと思います。

[長岡議長]

先程、黒田委員さんから「当分の間」だけではなく「ただし」以下の3行削除という提案がありました。このことについて他の委員さん、何かご意見ございませんか。

萬代委員さん。

[萬代委員]

先程昌子委員さんの言われたことについては、多少はっきりさせないと困られる部分があるかなという思いで話を聞きましたが、「ただし」という後を全部削除することに対しては、新しい市になる訳でございますから、いずれはお互いの良さを、現在の斐川のやり方の良さ、それから出雲がやっている中味についての良さも、政策の中にあると思います。そういうものは、いずれ両方も良いところを抜き出してやるという方法もございましょうし、やはり長い間には一体性というものは当然想定しなければならないことではないかな、というふうに思います。

従って斐川の良さというものが例えばあるとするならば、それを削除するというような発想ではなくて、その良さは良さを生かしながら、出雲でやっている良さも生かしながら、いずれにしても農業政策の基本というものは、ある程度一体感を持ってやるというのが、そういう方向性を示すというのが基本ではないかと思っておりますので、「ただし」以下のところについては、やはりうたう必要があるのではないかという感じがします。

[長岡議長]

他の委員さん方、この件について何かご意見ございませんか。

寺田委員。

[寺田委員]

先程の話の「当分の間」というのが、3年なのか5年なのか8年なのか、ひょっとしたらほんの短期間という解釈もできます。そういうことで、若干不安な部分があるのではないかなと思います。しかし、いずれは合併して、良いところをお互いに取り上げながら一体感を出すということも、大切なことだと思います。

したがって「当分の間」とかですね、この前の協議案件に出ているような、先程の指摘のあるようなことをきちっと整理して、「当分の間」という部分をどのくらいな、だいたい、特例債にしてもいろんなものにしても、ひとつの区切りがある訳です。そういう部分を最大限に生かしながら、ここの字句を変更するというようなこと、それから「ただし」以下のことについては、萬代委員さんおっしゃいますように、先程申しますように、お互いに良いところを出しあって、多分、我々の次の世代のみなさん方は、それを求められると思いますので、やはりそういう方向にするように、文章を整理されたら良いのではないかなと感じます。

[長岡議長]

他の委員さん方、何かご意見ございませんか。

いろいろご意見がございましたが、今日、ここで結論を出すことを控えさせていただいて、少し時間をかけて、次回以降にこの案件については送らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、この議案第26号については、次回以降に、文言整理をしたうえで、またご協議させていただいて、改めて提案をさせていただくということで、ご了解をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

[長岡議長]

それでは続いて、議案第27号 特別職の身分の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第27号について説明～

[長岡議長]

それでは議案第27号について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

黒田委員。

[黒田委員]

特別職ですが、教育委員会と選挙管理委員会の人数がどうなるかということ、それから3のところですが、各種行政委員、前回の資料の39ページのところに報酬が載っていますが、斐川にあって出雲に無いものがたくさんあるわけです。例えば、土木委員などの報酬についてはどうなりますか。

前回の資料の39ページの表を見ますと、斐川には報酬が載っていますが、出雲市には載っていないところがたくさんあります。共通する委員もあるのではないかと思いますがいかがかと思いますが、例えば都市計画審議会委員とか、行政改革推進審議会委員、個人情報保護審議会委員などは出雲市にもあるのではないかと思いますがいかがかと思いますが、報酬が載っていませんがどうですか。

[今岡事務局次長]

まず、教育委員会の委員ですが、出雲市は5人となっております。法令にも5人で組織するとされています。但し書きで増員することもできるようになっていますが、5人としております。

次に選挙管理委員会については、前回資料の38ページのところに書いてある通り、4人でございます。

2点目の非常勤の特別職の状況については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の条例に記載のあるものを載せております。

この条例に記載のない報酬以外の謝礼や手当として支払われているものを含めまして、非常勤の特別職として、個々にそれぞれのワーキングや組織人事ワーキング等で調整することになります。ただし、この協議会で協議していただくものはA項目の調整項目のみですので、B項目以下については、この協議会に議案として提出されません。

[長岡議長]

黒田委員。

[黒田委員]

ということは、報酬については詳しくはこの協議会では明らかにされないということですね。

それと、教育委員会、選挙管理委員会は5人と4人ということですが、斐川からは出るとしても1人というようになるのでしょうか。

[今岡事務局次長]

旧2市4町のすべての地域から現在の出雲市の各種行政委員会の委員が選出されている訳ではご

ございません。状況に応じていろいろな方を選出しており、調整方針のとおり市域全体に配慮はしてまいります。

[長岡議長]

よろしいですか。

他にございませんか。

無いようでしたら、議案第27号 特別職の身分の取扱いについては、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第27号 特別職の身分の取扱いは、原案の通り決定いたしました。それでは次に、議案第28号 介護保険事業の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～議案第28号について説明～

[長岡議長]

議案第28号について、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

黒田委員。

[黒田委員]

前日も申しあげましたが、介護保険料について、他の料金では激変緩和措置が取られるわけですが、介護保険料については、23年度までは現行通りで、24年度以降からは統一ということになっています。これについては、第5期の期間で順次引き上げをしていただいで、第6期から合わせるような方法をとっていただけないでしょうか。

なかなか1万1千円上がるということは、大変なことですその辺考慮していただけませんでしょうか。

[錦織福祉ワーキンググループリーダー]

福祉ワーキングの斐川町、錦織です。激変緩和措置の件でございますが、第4期計画につきましては、それぞれ、各保険者、出雲市と斐川町の計画で介護保険料を決めております。第5期につきましては、新出雲市の計画で保険料を決定することになりますので、斐川町の様々なサービスについても、圏域を新出雲市と考えて計画を立てていきます。その中で、介護給付費、いわゆるサービスで使われるトータルの給付費を算定し、保険料を決めてまいります。そういう意味からして、激変緩和というのは、まちあわないと考えております。

[長岡議長]

黒田委員さん、ご理解いただけましたか。

[黒田委員]

なかなか理解できません。こういうことが編入合併ということかと思ってしまうと、割り切れないこともありませんが、なんとか良い方法がとれないか、お願いをしておきます。

[長岡議長]

介護保険のそれぞれのサービスの種類、内容、利用率、相当差異があります。同じ計画に基づいて同様に利用できるという前提に立ちますと、今まで斐川町では受けられなかったサービスも受けられるということをご理解いただいで、最終的には第5期の段階で統一をしていきたいということで提案

しているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

この件について、ほかの委員の皆さんご意見がございませんか。

萬代委員。

[萬代委員]

皆さんに理解してもらわないといけないことだと思いますが、介護保険料というものは、介護サービスが高ければ、保険料が高くなるシステム。たまたま斐川の保険料が低いということは、そういうサービスが少ないということ。合併することによってその水準をあわせるということですよ、あわせてスタートするから、ある時期までは、激変緩和も、それはいいけれど、第4次、第5次からはサービスが平らになるということ、ということは、今までよりもサービスが向上するということ。たぶん別に計算しても斐川の保険料は上がるということになると思います。

今説明があったが、誰もが理解して、斐川はサービスが低いのに、保険料を余計に払うというようなイメージを与えないように、わかってもらわないといけない。サービスのレベルを上げて、保険料は負担してもらおうという制度ですから。斐川もサービスが上がりますよと、それに対して保険料は払ってもらおうのが普通ということですよ。そこのところを理解してもらわないといけない。サービスは今までのままで、料金だけ出雲市にならえと言われると、斐川は抵抗があります。けれども、サービスが上がるわけですから。

[長岡議長]

黒田委員さん、ご理解をいただけますでしょうか。

[黒田委員]

わからないでもありませんが、1年で上がるというのではなくて、もう少し幅を持っていただけないかということです。よろしくお願いします。

[長岡議長]

事務局からは、追加の説明がありますか。

[川内事務局次長]

第4期には、既に出雲市のサービスを受ける形になります。料金はそのままで、サービスは受けている状態です。第5期の計画の時には、サービスも含めた全体の計画を改めて見直すことになります。サービスも含めての話ですので、単純に料金を上げるとか、下げるとか、そういう話ではありません。

[錦織福祉ワーキンググループリーダー]

もう一点付け加えさせていただきます。第5期の計画策定時には、保険料を決める際の、保険料の段階や保険料率について、国のほうでは変えていくという方針も出てきております。第5期になると保険料の設定の仕方も変わってくるというところもご理解をいただきたいと思います。

[長岡議長]

現行の出雲市と斐川町の介護保険サービスの提供の種類、内容の差異とか、利用率などについて説明できませんか。

[錦織福祉ワーキンググループリーダー]

出雲市と斐川町の違いを述べさせていただきます。現在介護認定を受けている方は、4月段階で出雲市が7,393人、斐川町が926人です。次に要介護認定率は出雲市が19.12%、斐川町が13.32%です。次に介護給付費、サービスを使っておられる方の受給者一人当たりの平均額は、出雲市が145万1千円、斐川町が149万6千円です。平均については、施設のサービスや居宅のサービスなどいろいろなサービスの平均ですが、これはそれほど両市町で差異がありません。

それから施設の整備状況ですが、特別養護老人ホームは、出雲市が11施設、ベッド数800床、

斐川町は3施設、ベッド数140床です。介護老人保健施設は、出雲市が8施設、ベッド数が574床、斐川町は1施設、ベッド数は50床です。それから、施設関係では、認知症のグループホームは、出雲市27施設、ベッド数380床、斐川町は2施設、ベッド数36床です。出雲市の整備はかなり充実していると思っています。なお、全体的なパーセンテージを示しますと、認知症のグループホームが、一番差異があります。地域密着型サービスと言っております、各保険者の範囲の中でしか使えないサービスが、認知症のグループホームになります。それを出雲市の施設を斐川町の方が使うことができるようにもなりますし、斐川町で空き施設があれば出雲市の方が使用できるようにもなるということで、お互いのメリットがここで発生してくるということでございます。

[長岡議長]

ということでございますが、黒田委員さん、ご理解いただけましたでしょうか。

[黒田委員]

施設の利用について、現在出雲市にある施設は斐川町の方は利用されていないのでしょうか。出雲市の方しか出雲市の施設は利用できないということでしょうか。

[錦織福祉ワーキンググループリーダー]

地域密着型サービスの認知症のグループホームにつきましては、それぞれの保険者でしか利用ができない施設ですので、平成18年の法改正後に入られる方については、それぞれの施設しか利用できないことになっています。以前から入所されている方は、そのまま使っておられることもございます。それ以外の施設については、お互いに、順番待ちで入所されている状況です。

[黒田委員]

ということは、合併すれば今まで斐川町で利用できなかった施設が利用できるということでもないような気がしますが、認知症のグループホームについては、そうかもしれませんけれど、ほかの介護施設については、今も変わらず、お互いに利用しあっているということでしょうか。

[錦織福祉ワーキンググループリーダー]

言われるとおりですが、現在利用ができないところが、今後利用できるということになりますので、その点は、サービスが多く使えるということにもつながると思っております。

[黒田委員]

わかりました。

[長岡議長]

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第28号 介護保険事業の取扱いについては、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の皆さんは挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第28号 介護保険事業の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第29号 消防団の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第29号について説明～

[長岡議長]

議案第29号について、何かご意見、ご質問ございませんか。

[中林委員]

中林でございます。斐川町の事を申しあげますが、私設消防、阿宮の場合は自主消防と言っておりますが、斐川町も各地区に公設消防がございますが、公設消防のないところに、地区でやっている消防団がございます。人数は14～5人くらいです。ポンプは町から支給してもらって運営しております。出雲市の場合はそういうものがあるかないかわかりませんが、斐川町では、災害の時には、公設の消防、私設の消防が共同で見回りをしたりしておりますが、そういうものは出雲市ではどのようになっているのでしょうか。

[長岡議長]

自主消防組織のことについて、事務局からお願いします。

[今岡事務局次長]

出雲市においても、自主消防組織という組織が多々あります。ポンプとか、備品についてはそれぞれで配備されています。

[中林委員]

斐川町では、私設消防は10団以下くらいだと思いますが、今後も継続できますでしょうか。

[今岡事務局次長]

自主消防組織については、協議会にはあげてきませんが、B項目以下の項目で検討し、存続させるという方向で調整することになります。

[中林委員]

わかりました。

[長岡議長]

他に何かございませんか。

無いようでございますので、議案第29号 消防団の取扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第29号 消防団の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて議案第30号 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第30号について説明～

[長岡議長]

議案第30号について、何かご質問、ご意見ございますか。

黒田委員。

[黒田委員]

現在、この総合振興計画のたたき台になるというのが、出雲市の場合は「21世紀出雲のグランド

デザイン」ということで、26年度までの計画になっておりますが、斐川町の場合は「第4次斐川町総合基本計画」が22年度で終了するという事になっていて、23年度以降の計画が無いわけですが、こういった中で、この協議会の中で新市基本計画が、やがて明らかになってくると思いますけれど、例えば土地利用計画とか、下水道整備計画なども盛り込んだような、具体的なものがここで立てられるということになりますか。

[鎌田事務局長]

市町村の総合計画は、地方自治法において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定められております。総合計画は、一般的には自治体の大まかな方針を策定するものでございまして、具体的な政策は、総合計画に沿って、都市計画や地域福祉計画といった、各分野の計画を策定するというケースが多いと思っております。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

他にありませんか。

無いようでしたら、議案第30号 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについては、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第30号 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いは、原案の通り決定いたしました。

それでは続いて、議案第31号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第31号について説明～

[長岡議長]

議案第31号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ありませんか。

無いようでございますので、議案第31号については、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。

議案第31号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第32号 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第32号について説明～

[長岡議長]

議案第32号について、何かご質問、ご意見ございませんか。

黒田委員。

[黒田委員]

斐川町の空港周辺の環境整備の受け皿と言いますか、出雲空港周辺対策協議会というのがあります。ここを中心に環境整備の話し合いをしています。町からも運営補助金を出したりしていますが、これの取扱いについては継続、今までどおりということになりますか。

それと、空港に関して、航空機燃料譲与税というのが斐川町に入っております。21年度は3億6千万円あまりありますが、この取扱いが新市になるとどうなるのか教えていただきたいと思っております。

[今岡事務局次長]

1点目の出雲空港周辺対策協議会は、斐川町で設置しています。この事業につきましては、騒音防止対策事業、遮光カーテンの設置、地盤沈下対策事業などを実施しており、新市にそのまま引き継ぐとしております。

[川内事務局次長]

航空機燃料譲与税は、一般財源として入ってきます。予算の中でどういうふうに使っていくか、ということになります。どこに充当するかということは、現時点ではお答えできかねます。

[長岡議長]

他にありませんか。

無いようでしたら、議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

全員でございます。議案第32号 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第33号 各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第33号について説明～

[長岡議長]

議案第33号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

黒田委員。

[黒田委員]

具体的な事を伺いますが、例えば定員管理の適正化というのが、ここで示されるのかとか、職員の給与に関しては、ラスパイレス指数でいうと斐川町の方が高い訳ですけど、出雲市に合わせるようになるのかということ、それから農業関係ではいろいろな補助金が出ていまして、今まで通りになるのか、見直されるのか、という基本的な考え方になるんだろうと思っておりますけどお願いします。

[今岡事務局次長]

職員の定員適正化計画につきましては、一般職の職員の身分の取扱いのところ、考え方を示しますが、合併までに検討していくという方向になろうかと思っております。

[黒田委員]

補助金等の受益のあり方についても、合併後細かく詰めていくことになるわけですね。

[今岡事務局次長]

補助金の取扱いにつきましては、個々のワーキングで内容について協議します。段階的に調整するものや合併時から統一するものなど、個別に調整され、合併時までの方針を決めていくということになります。

ラスパイレス指数に関しては、一般職の職員の身分の取扱いの中で考え方をお示しすることになります。

[長岡議長]

議案第33号について、他にございませんか。

無いようでしたら、議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第33号 各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第34号 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第34号について説明～

[長岡議長]

議案第34号について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

ありませんか。

無いようでしたら、議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第35号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第35号について説明～

[長岡議長]

議案第35号について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

黒田委員。

[黒田委員]

防犯灯の設置制度に関してですが、斐川町には、防犯協会というのがあって、そこが取扱いをしています。

資料を見ますと出雲市は防犯協会が無いような感じがしますが、防犯協会の取扱いがどうなるのかということと、それから出雲市の場合は、連合組織というのがありますが、斐川町はこれを見るとどういった形になるのか、イメージを示していただけませんか。

[今岡事務局次長]

防犯灯設置補助につきましては、出雲市では自治協会、町内会といった単位で申請され、補助対象件数を予算の範囲内で助成しています。新市ではこの形にしていく方針でございますが、斐川町では防犯協会を取りまとめをされ、町が防犯灯を設置していると伺っています。斐川地域内に自治協会などの自治組織ができないと、出雲市の方式で実施することはできませんので、それまでは、現行の地区防犯協会のご協力をいただきながら調整していくことになろうかと思えます。

自治組織につきましては、前回組織図をお示しし、出雲市の例をご覧いただきましたが、出雲市全体として出雲市自治会連合会というのがございます。その下に旧市・町単位で、連合組織がさらにあり、その下に町内会があるという形になります。斐川町には、6つの地区があると伺っておりますが、その単位で連合組織が作られ、更に斐川町を一つとした連合組織、そして市全体の自治会連合会に加盟するという形に、合併後調整していきたいと考えております。

[長岡議長]

他にありませんか。

無いようでしたら、議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第35号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第36号 各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第36号について説明～

[長岡議長]

議案第36号について、何かありませんか。

周藤委員。

[周藤委員]

この議案につきましては、法的根拠もございますので、内容につきましては理解をいたしておりますが、現在、斐川町の指定金融機関はJA斐川町でございまして、行政や土地開発公社等にご利用いただいております。

新市になりますと、それを引き継がれるわけでございまして、組合員の中に、指定金融機関を外れることに不安感がございます。例えば一括償還がなされるのではないかと、そういうような不安がございますので、そういうことが無いように、引き続いて指定代理になりましても、斐川町の関係いたします、そういう資金関係、信用部門につきましては、引き続いてご利用いただきますようにご理解をいただきたいということで、発言をいたしておきますのでよろしくお願いします。

[長岡議長]

先程のご発言、よく承知しておりますので、そういった方向でやらせていただきたいと思えます。他にございませんか。

無いようでしたら、議案第36号について、提案のとおり賛成の皆さんは挙手をお願いをしたいと思います。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手全員でございます。議案第36号 各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第37号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～議案第37号について説明～

[長岡議長]

議案第37号について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

黒田委員。

[黒田委員]

参考のために伺います。出雲市は住民票の自動交付機がありますが、どこに設置されていて、斐川町にも設置してもらえるようになるのですか。

[川内事務局次長]

自動交付機とは、住民票等を、住民基本台帳カードを使って発行するものですが、出雲市役所本庁、平田支所、多伎支所、出雲郵便局、ジャスコ出雲店に設置しています。

ワーキングの中の検討では、合併後検討することで協議を進めております。

[長岡議長]

他にございませんか。

無いようでしたら、議案第37号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手、全員でございます。議案第37号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

それでは続いて、議案第38号 各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～議案第38号について説明～

[長岡議長]

議案第38号について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

ありませんか。

無いようでしたら、議案第38号については、原案のとおり賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

～挙手（賛成１６、反対０）～

[長岡議長]

挙手全員でございます。議案第３８号は、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第３９号 各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～議案第３９号について説明～

[長岡議長]

議案第３９号について、ご質問、ご意見ございましたら。

周藤委員。

[周藤委員]

質問と要望をさせていただきたいと思います。

斐川町では、基盤整備も進んでおりまして、それを活用して土地利用型農業を推進しております。斐川町の農業は、行政と町内の関係機関が一体となって進めており、農林事務局体制を含めて、ここでございます農業振興区長制度、地域水田農業推進協議会等々は、引き継ぐということでございます。

農業ばかりではございませんが、事業の計画を立てる段階では、来年度のもの半年ぐらい前から、またそれ以上前から、また２～３年の長期にわたってという計画の中で進んでおりまして、農政自体も変わっておりますが、若干、国の農政に、地域の農業政策を加えた補助制度などもやっております。

基本的な政策が決まった段階で、動き出す段階においていろいろな場面で支障が出るというようなことが無いように、条例の問題と予算の問題と支所の機能、斐川支所の運営体制の３点をお願いしておきますので、これから具体的な中味がいろいろ検討されると思いますが、同時並行に動き出すような体制を要望しておきますので、これについてはよろしく願います。

[長岡議長]

ご意見ということで承っておきます。

[川内事務局次長]

支所の機能については、組織ワーキングで検討し、お示しいたします。

[長岡議長]

合併時に支障の無いように、条例も含めて、予算、体制の心配ということでございますので、そういったことの無いように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第３９号について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成１６、反対０）～

[長岡議長]

挙手全員でございます。議案第３９号 各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

議案の最後でございます。議案第４０号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第40号について説明～

[長岡議長]

議案第40号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ありませんか。

無いようでございますので、議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

挙手全員でございます。議案第40号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについては、原案の通り決定いたしました。

ここで、10分ほど休憩をとりたいと思います。

25分から再開しますので、しばらく休憩をお願いします。

～休憩～

(2) 協議事項

協議第33号	国民健康保険事業の取扱いについて
協議第34号	各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて
協議第35号	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて
協議第36号	各種事務事業（観光商工関係その1）の取扱いについて
協議第37号	各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて
協議第38号	各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて
協議第39号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

～再開～

[長岡議長]

それでは続いて、協議事項に入らせていただきます。

協議事項につきましては、本日の協議会にご提案を申しあげ、次回以降の協議会で議案として決定いただくものでございます。

それでは、さっそく協議に入りますが、協議第33号 国民健康保険事業の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～協議第33号について説明～

[長岡議長]

協議第33号 国民健康保険事業の取扱いについての説明をいたしました。何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ありませんか。

無いようでございますので、お諮りをいたします。

協議第33号につきまして、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第34号 各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～協議第34号について説明～

[長岡議長]

協議第34号について、ご質問、ご意見ございますか。

無いようでございますので、協議第34号について、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方の拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第35号 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～協議第35号について説明～

[長岡議長]

協議第35号農林関係その2について、何か。

周藤委員。

[周藤委員]

質問なりさせていただきます。いろいろありますが、具体的に言うと除外申請であったり、新たな農用地の線引きであったり、用途地域の決定等が、重要な任務であると思っております。

そういう中でワーキンググループから出されたシートのNo.1600とNo.1700、これを見ると実績等が書いてあって、必ずしも一緒ではないと思っております。これ自体は、それぞれの事情や従来からの経過やら、そういう状況の中で、斐川町はこれを決める過程としては、申請を受け付けたものを、関係者が現場に出かけて具体的に検討して、除外なり農地決定に努めているという状況でございまして、内容的にはいろいろございますが、なんといっても農業振興、それが一番でございまして、それが具体化になることが、地域の振興に繋がるという観点から具体的にやっているわけで、それぞれの地域において経過なり、実情があつてのことだと思っております。

そういう意味からして、とりわけ2の促進協議会の中身が重要になると思っております。合併後速やかに統一するということは、どちらに統一するか分からないが、なかなか難しい内容ではないか。それぞれ事情があることですから、要望ですが、現状を引き継ぐということがベターではないか、意見を踏まえてお願い申しあげたいと思っております。

[川内事務局次長]

先程言われた通り、農業振興地域整備促進協議会については、そのまま引き継ぐということになります。現時点で斐川も出雲も地域の設定がしてありますので、新たな計画を立てるまでは、農振除外をしようとするれば、協議会が無いとできませんので、そのまま引き継ぐということになります。ただ、新たな計画を新市で1本作るという時になりますと、新たな体制を作るということになりますので、その段階で速やかに協議会を統一し、新たな計画の審議をしていただくという考え方でご理解いただきたいと思っております。

[周藤委員]

2番目の農業振興地域整備促進協議会、これは1つでないといけないということですか。

[川内事務局次長]

新たな計画を新市で立てる段階で、ということです。現時点では、個々の計画を引き継ぎますので、その段階では協議会は別ということになります。

[周藤委員]

現行のそれぞれの協議会を新市に引き継いで、1本化の中で現状を引き継ぐということではできるわけですね。

[川内事務局次長]

そうです。合併時には新たな計画がありませんので、新たな計画を新市において策定するということになります。新たな計画を策定する段階で、促進協議会を統一するとご理解いただきたいと思います。

[周藤委員]

心配いたしますのは、どちらかと言うと農業振興を主体にした線引きとかそういうことであります中味と、件数とか面積とか、出ておりますが、相当差異があるように思います。そういうことで内容が相当違うのではないかというように思っておりますので、若干文言的にいろいろな考え方があるかもわかりませんが、現実的に考えて一方的にならないように、それぞれが培ってきた経過を尊重した中味にならないと、これで決まったということになると、大変ないろいろな問題が出るというように思い、質問したところでございますので、若干その辺ご配慮願います。

[長岡議長]

昌子委員さん。

[昌子委員]

さっきの件で、周藤委員さんが大半のことをおっしゃいましたので、申しあげることはありませんけれども、若干付け加えさせていただきますと、農業振興地域整備計画と農業振興地域整備促進協議会というものは、ほぼ同じようなものです。

計画を立てるものと協議して実行するものとの違いですけれども、内容そのものはそう大きく変わりはないわけですが、要すれば農業振興をするのか市街化区域にするのが基本的原理ですから、農業振興地域と市街化区域とはどういうものかということは、斐川町の場合、ご承知のとおり土地改良をほとんど100%終わっておりますので、農業振興地域と市街化区域ということは明確に分けてあります。

出雲市の場合、はっきりは分かりませんが、少なくとも旧出雲市の場合、市街化区域の方が主で、農業振興地域というものは、なかなかまとめてとりにくいというような立地条件があるのではないかと私は理解をしておりますけれども、斐川町の場合、既に営農組合とかあるいは担い手農家といったような農家の方々に、農地の集積は69.5%、約70%も既に集積して、そこで営農を営んでいますから、農地を守りましょうというのが基本原理なんです。この構想の基が。

そこで、農業振興地域の中で市街化計画を、いわゆる農地転用をかけますと、斐川町は、原則それは認めないということにしております。ですが、土地は個人のものでありますから、どうしても分家でも建てたいということがありますと、事務局において、その集団農地の中の交換分合をしたり、あるいはパイプラインが敷設してありますので、その撤去をしたりいろいろな諸経費は掛かりますが、それは事務局と土地公社が仲介の労を取りまして、それがうまくいった時点で除外申請は受付しましょう、というような仕組みをとっております。

この申請の受付の事務局はどういう体制かということ、斐川町の場合、町の農林振興課が主体です。それから出雲市は、農業委員会事務局でお取り扱いになっているように聞いておりますが、そのこと

ころで若干また差異はあるかもしれません。

出雲市と斐川町の違いは、そういった基本的な構成の差があると思いますけれども、斐川町の場合は、委員が17名、その中には町の総務課とか土木課、下水道課などの課長や副町長、農業委員会では農地部が10名おりますので全員、農協は常勤の役員、土地改良とか農業公社、そういったような方々が委員になって17名で構成して、受け付けて、現地確認を全員でしてまいりまして、除外申請をして良いのか、悪いのかというのを先ず確認します。その後審査して決定するというような仕組みをとって、非常に厳密にやっております。ということは、優良農地を守りながら、農業振興を図るのが主眼でございますので、この次に提案なさる場合に、幾分なりの加味をしていただきたいと思って、今付け加えましたのでよろしく願います。

[川内事務局次長]

現在、出雲市と斐川町にそれぞれ農振地域があります。1つの新しい市になれば、新しい農振地域の設定をする必要があります。その場合は、新たな促進協議会で審議をしていただきます。新しい計画を策定するまでの間は、それぞれの促進協議会で作業はお願いしないといけません、新しい計画を策定する段階で、新たな線を引き直します、という場合ですと、新市の促進協議会の方へ願いますということでございます。

[昌子委員]

策定そのものについては、おっしゃるとおりで良いと思いますけれども、除外申請を受け付けて実行する場合に、出雲市の考え等でおやりになったと仮定すると、斐川町の場合は農業振興地域内に、農地転用をやってもよろしいよというような、いわゆる市街化区域が入ってくる可能性、心配があります。それは無いと思うけれども、そういうことがあってはなりませんので、それでひとつ申し上げましたが、そこで出雲市と斐川町の違いが、今、周藤委員さんもおっしゃいましたけども、38ページにありますように、去年の一年間の取扱量が出雲市の場合は、申請件数が180件あります。除外申請の面積が10haあります。斐川町はどうかといったら、22件で除外申請が9.8ha、これは数字の間違いではありませんか。

[川内事務局次長]

申し訳ありません。0.89haの間違いです。

[昌子委員]

それなら分かります。そのぐらいの差がございますので、そのところ、斐川町の農業振興という意味において、農地を守るという姿のところは、はっきり決めておいてやりたいと思いますので、問題はここにありますが、文言を「合併後速やかに統一する。」ということを削除して、協議会を新市に引き継ぎ、ということを取り扱ってもらおうと良いと思っております。以上でございます。

[長岡議長]

昌子さんのご発言は、協議会は、それぞれの協議会をそのまま残すべきだとおっしゃっているわけですね。

寺田委員。

[寺田委員]

大変情熱のある農業振興計画でございます。新市1つになった場合には、農業振興地域整備計画を策定するのは、出雲市が1本化してしないといけないという法律があるということですよ。法定のものを2つ是非とも残して欲しいと、出雲市は出雲市、斐川町は斐川町で残して欲しいという要望なのです。ですからそこらあたりを、1つの出雲市の協議会の中に内規で、斐川町と出雲市の形を取らないと。農業委員会も一緒に、すぐにでも一緒にしないといけないということになると、今の話は元へ戻ると思います。法的には1つにしないといけない、しかし現況からいうと、農業委員会のあり方も今後でてくると思いますが、5年や10年はこういう形で進んで、また次の世代の皆さん方に考慮

していただきましょうと。

法的にできることと、現況をどう維持するかということ、きちっと整理されないと、いくら言い合いをしても、無駄だと思います。今度議案として出される場合には、きちっと整理して出された方がいいと思います。

[川内事務局次長]

わかりました。

[長岡議長]

他に。黒田委員。

[黒田委員]

もう一つ、斐川の特徴を話させていただきます。農地利用集積円滑化団体は農業公社ですが、全国でも無いような方式をとっています。地権者から白紙委任を受けて、農業公社の方で担い手、あるいは営農組合に配分するというやり方をとっており、非常にうまく農地集積ができています。また担い手にとっても作業効率が上がるということになっています。寺田委員さんがおっしゃったようにきちんと分けていただいて、担い手の方からも非常に不安があがっていますので、検討していただきたいと思います。

[長岡議長]

農業公社については、そのまま残すということでしております。

[黒田委員]

農業公社はそうですが、今の斐川町は、農地転用が厳しいから農家の皆さんは白紙委任でやっている。それが緩くなってくると、白紙委任が取りにくくなるのが恐らくでできますので、その辺を考慮していただきたいと思います。

[川内事務局次長]

そのことは、3番目の、農業経営基盤強化促進基本構想と農地利用集積円滑化団体のことです。それをここで構想にきちんと位置づけて、斐川の地域については農業公社でやりますということ、構想の中に謳うということになります。

[黒田委員]

農業公社を円滑化団体にするということは、当然そうですが、やっている中味、農家から白紙委任を受けて農地集積、再配分をしていますから、それに影響が出ないようにお願いをしたいということです。その構想策定の段階で、寺田委員さんがおっしゃったように、きちんと斐川と出雲市と区域を分けて取り扱うことが出来ないかということです。

[川内事務局次長]

斐川町の農業公社と同じことを、出雲市ではいずも農協が行っています。それを明確に位置づけるということ、ここをここで言うております。

[長岡議長]

この件について他にございますか。

いろいろご意見いただきましたので、先程のご意見を踏まえて、次回ご提案したいと思います。

[寺田委員]

農業委員会というのは、1つの市で2つ持ってもいいですよ、という法的な裏づけがある。ところがこの振興計画というのは、1市1つですよということが出てくるから、どうしても法的なもの、と現

況でどう運用するかという部分がありますから、そのあたりを執行部が整理されないといけないということを言っているわけです。

[長岡議長]

今回は整理したものを outs させていただきたいと思ひます。

他に、協議第35号についてはごさいませぬか。無いようでごさいましたら次回以降の議案として決定することにご承認いただける方、拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第36号 各種事務事業（観光商工関係その1）事務局から説明願ひます。

[川内事務局次長]

～協議第36号について説明～

[長岡議長]

協議第36号について、何かご質問、ご意見ごさいましたら。

無いようでごさいますので、協議第36号について、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

協議第37号 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて、事務局から説明願ひます。

[川内事務局次長]

～協議第37号について説明～

[長岡議長]

協議第37号、生涯学習関係について、何かご意見、ご質問ごさいましたら。ありませんか。

無いようでごさいますので、お諮りいたします。協議第37号について、次回以降議案として決定いただくことに承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第38号 同じく、各種事務事業（文化・スポーツ関係）について、事務局から説明願ひます。

[川内事務局次長]

～協議第38号について説明～

[長岡議長]

協議第38号について、何かご質問、ご意見ごさいますか。

無いようでごさいましたら、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

それでは協議の最後でございます。協議第39号 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～協議第39号について説明～

[長岡議長]

協議第39号につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら。
黒田委員。

[黒田委員]

4番のところに入るかと思いますが、学校司書の取扱いですが、斐川町は、通年、全学校に学校司書を配置されておりまして、これは島根県では斐川町だけの取り組みですが、新市になった場合はどうなるのか、無くなるのではないかという心配をPTAでもしておられますので、取扱いについてどうなるのかいうことを教えていただきたいと思います。

[川内事務局次長]

学校司書の関係につきましては、改めてご説明申しあげたいと思っております。

[長岡議長]

他にございませんか。
多々納委員さん。

[多々納委員]

学校給食センターについてお尋ねいたします。斐川町の学校給食センターは老朽化しておりまして、どのようにお考えなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

[川内事務局次長]

出雲市内の平田で計画されている新たな給食センターについて確認したところ、実施設計の段階に入っているということで、新たに約4,000食の斐川町の給食センターを合わせるということは、現段階ではできません。新市全体の配置計画の中で、検討していくという考え方でこのように書いてあります。

[長岡議長]

ということで、よろしゅうございますか。

[多々納委員]

ありがとうございました。

その計画がいつ頃できるかわかりませんが、斐川町民は関心を持っております。合併待ちのような格好でずっときております。合併すればおそらく統合した給食センターが出来るであろうという思いがあります。斐川町の給食センターは今の場所では無理です。移転しなくてはならない。そういうこともあって、合併によってそういう結論を早く出してほしいというように町民の関心が高いところですから、ご配慮いただきたいということをお願いしておきます。

[長岡議長]

他にございますか。

それでは、協議第39号につきまして、次回以降議案として決定いただくことにご承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

これで協議は終わりました。

4 その他

[長岡議長]

その他へ入ります。

はじめに、新市基本計画の素案について、事務局から説明願います。

[鬼村総務班員]

別添資料1で、出雲市・斐川町新市基本計画素案をお配りさせていただいています。

本日は、この概略、構成についてご説明させていただき、ご意見等につきましては、また別途伺いする機会を設けたいと考えております。

1ページに目次がございます。本日素案として配布いたしました資料は、この目次のうち、「1. 合併の必要性と社会的背景」、「2. まちづくりの基本方針」、「3. 新市の施策」ということでお示ししています。今後ワーキンググループでの事務事業調整や県との協議等をふまえ、追加・修正を加えて、第6回協議会に目次の4以降から資料まで、財政計画も含めた形での新市基本計画を協議案としてご提案させていただく予定です。

この素案は、中間報告という形でご覧いただき、構成をご確認いただきたいと思います。新市基本計画については、第6回の協議会でご議論いただきたいと思います。

～以下、新市基本計画の素案について説明～

[長岡議長]

新市基本計画の素案について、概略説明がございました。

先程よりお話しておりますように、これに「行財政運営方針」、「公共的施設についての考え方」、「財政計画」、そういったものを加えまして、第6回目の協議会で計画案としてお示しをすると、そこでご意見をいただいたうえで、第7回の協議会で最終的なまとめをさせていただきたいと考えております。

この件についてはよろしゅうございますか。

[長岡議長]

前回の協議会で議案として決定いただいた項目の中で、関連した要望がございました。

1つは「指定管理施設の状況」、もう1つは「合併特例債の発行額」、そして「地域協議会活動費」、それから「合併による固定資産税の評価への影響」この4点について資料を用意しておりますので、事務局から説明いたします。

[今岡事務局次長]

～別添資料2から4について説明～

[玉木出雲市資産税課長]

～別添資料5について説明～

[長岡議長]

これらの資料について何かございますか。

無ければ最後に、委員のみなさまから、全体を通して何かご意見ございましたら。

閉 会

[長岡会長]

無いようでございますので、以上で第4回 出雲市・斐川町合併協議会を閉会いたします。

次回の協議会は、7月28日 水曜日、午後3時から、今度は久しぶりに出雲市役所の方へ帰りまして、1階 くまびき大ホールで開催いたしますので、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、大変長時間、ありがとうございました。

以 上

會議錄署名人

委員 黒田 充

委員 江田 小鷹